

# Google マイビジネス(GMB)最適化商品利用条件 (レストラン掲載サービス契約なし)

## 第1章 総則

### 第1条 (適用範囲)

- 「Google マイビジネス(GMB 最適化商品利用条件(加盟契約なし)」(以下「本条件」という)は、本条件に同意した上で、第3条にて定めるサービス(以下「本サービス」という)の利用を申込み、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がこれを承諾した者(以下「利用者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。

### 第2条 (定義)

本条件における用語の定義は、本条件上別段の定めがある場合及び文脈上別の意味を有することが明確である場合を除き、次の各号に掲げたとおりとする。

- 当社サイト  
当社が管理及び運営するウェブサイト「ぐるなび」
- GMB サービス  
Google, LLCが運営するサービス「Google マイビジネス」
- 対象店舗  
利用者が運営する飲食店のうち、利用者が本サービスの対象とすることを指定した店舗
- 利用者ページ  
当社サイト又は GMB サービス上における、対象店舗にかかる情報を掲載したウェブページ

### 第3条 (本サービス)

- 当社は、年間サービスとして、利用者に対し、本サービスとして次の各号に掲げるサービスのうち、利用者が利用を希望するサービスを提供する。
    - GMB まるごとサポートシンプルプラン(以下「シンプルプラン」という)。なお、Google マイビジネス登録運用代行サービスを利用することをシンプルプランの利用の条件とする。
      - GMB 情報リッチ化サービス
      - GMB クチコミ監視・分析サポートサービス
      - SNS 投稿代行サービス(簡易版)  
最大月2回の投稿とする。対象の SNS サービスは GMB サービスのみとする。
      - その他詳細情報更新
    - GMB まるごとサポートクチコミ返信付プラン M(以下「クチコミ返信付プランM」という)。なお、Google マイビジネス登録運用代行サービスを利用することをクチコミ返信付プラン M の利用の条件とする。
      - GMB 情報リッチ化サービス(第2項にて定める)
      - GMB クチコミ監視・分析サポートサービス
      - SNS 投稿代行サービス(簡易版)  
最大月2回の投稿とする。対象の SNS サービスは GMB サービスのみとする。
      - GMB クチコミ返信サポートサービス(最大月5件)
      - その他詳細情報更新
    - GMB まるごとサポートクチコミ返信付プラン L(以下「クチコミ返信付プランL」といい、クチコミ返信付プランMとあわせて「クチコミ返信付プラン」という)。なお、Google マイビジネス登録運用代行サービスを利用することをクチコミ返信付プラン L の利用の条件とする。
      - GMB 情報リッチ化サービス(第2項にて定める)
      - GMB クチコミ監視・分析サポートサービス
      - SNS 投稿代行サービス(簡易版)  
最大月2回の投稿とする。対象の SNS サービスは GMB サービスのみとする。
      - GMB クチコミ返信サポートサービス(最大月10件)
      - その他詳細情報更新
  - GMB 動画サービス  
本サービスを提供する目的で、当社が別途指定するソーシャル・ネットワーク・サービス(SNS)上の利用者が保有する公式アカウント(以下「公式アカウント」という)にて使用する写真を撮影し、納品するサービス。なお、GMB フォトサービスは、クチコミ返信付プランを利用することを利用の条件とする。
  - GMB 動画サービス  
本サービスを提供する目的で、当社が公式アカウントへ投稿するための動画を撮影し、納品するサービス。なお、GMB 動画サービスは、クチコミ返信付プランを利用することを利用の条件とする。
- 当社は、クチコミ返信付プラン L のオプション商品として、追加オプション(従量課金)を提供する。
  - 当社は、本サービスの内容を随時自由に見直すことができる。

### 第4条 (本契約の成立及び条件)

- 本サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し、当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、本サービスの利用を申し込む。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本条件に同意したものとみなす。
- 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
- 本条件に基づく利用希望者と当社との間の契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

### 第5条 (本契約期間)

- 本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、以下に掲げたとおりとする。
  - 本契約が成立した日(以下「本契約成立日」という)から1年間までとする(以下「年間契約」という)。
  - 本契約が成立した日から当社による本サービスの提供が終了した日までとする。
- 年間契約の場合は、本契約期間満了日の1か月前までに、一方当事者から他方当事者に対し、当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

### 第6条 (当社による本サービスの提供)

- 当社は、利用者に対する本サービスの提供を善良なる管理者の注意をもって遂行するものとする。
- 当社は、本サービスにおいて登録する情報として当社サイト内の対象店舗のレストランページ(外国語版を含む)に使用されている画像及び文章等を使用する。当該使用について利用者はあらかじめ承諾するものとする。

### 第7条 (本サービス料及び支払い条件)

- 利用者は、本サービスの対価(以下「本サービス料」という)として、本申込書に定める額を支払う。なお、第3条第2項に定める追加オプションは従量課金とし、1件1,000円(税別)とする。
- 利用者は、当社に対し、当社が別途定める時期及び方法により、本サービス料を支払うものとする。なお、支払いにかかる手数料その他の費用は、利用者の負担とする。
- 当社は、利用者が第3条に掲げる本サービスの全部又は一部を利用しない場合であっても、本サービス料の減額を行わない。ただし、当社と利用者との間で別途合意した場合はこの限りでない。

### 第8条 (再委託)

当社は、当社の責任で、本サービスを提供するために必要な業務の全部又は一部を、第三者(以下「委託先」という)に委託することができる。

### 第9条 (事前手続)

- 利用者は、本サービスを利用するために必要となる GMB サービス及びその他 SNS サービスの ID 及びパスワード(以下「利用者アカウント」という)を、自己の責任で当社に提供する。
- 前項に基づく利用者アカウントの提供に起因し又はこれに関連して、当社又は利用者 Google, LLC 又は SNS サービス事業者との間で紛争が生じた場合(ただし、当該紛争が当社のみ責任に帰すべき事由によって生じた場合を除く)、前二項のほか、利用者は本サービスの提供を受けるために必要となる諸手続に協力するものとする。

### 第10条 (本サービスの提供条件)

- 当社は、利用者が次の各号の一に該当すると判断した場合、当該事項が解消されるまでの間、利用者に対し本サービスの提供を行わない。
  - 当社が提供する各種サービス(本サービスを含むがこれに限られない)の利用にかかる対価の支払いを怠っている場合
  - 利用者又は第三者により利用者アカウントに紐付き当社に付与されたオーナー権限が解除された場合
  - 第3条第1項に定める Google マイビジネス登録運用代行サービス及びクチコミ返信付プランの利用がない場合
- 当社は、前項の定めにより利用者に対する本サービスの提供を行わない場合であっても、本サービス料の減額を行わず、利用者は当社に対し本サービス料を支払う義務を免れない。

### 第11条 (違約金)

- 年間契約の場合、第39条(利用者による本契約の終了)に基づき利用者が本契約期間中に本契約を終了した場合、利用者は、当社に対して次のとおり違約金を支払うものとする。
  - 本契約成立日から本サービスの提供を開始するまでに本契約が終了した場合利用しているサービスに応じて申込書記載の GMB 登録運用代行サービス初期設定費又は GMB まるごとサポートの月額利用料の1か月分の金額
  - 本サービスの提供を開始した日から6ヶ月以内に本契約が終了した場合【別表】に定める基準額から差引き額を控除した金額
- 前項の定めは、利用者の当社に対する損害賠償義務の金額又はその上限について定めたものではなく、利用者は、本契約の終了によって当社に生じた損害を賠償する義務を負うものとする。

## 第2章(GMB 情報リッチ化サービス)

### 第12条 (本章の適用)

本章の規定は、利用者による「GMB 情報リッチ化サービス」の利用につき適用される。

### 第13条 (詳細情報登録サービス)

- 利用者は、当社に対し登録情報の更新作業を委託し、当社はこれを受託する。なお、対象となる登録情報は別途当社が指定する。
- 当社は、利用者との協議の上、登録情報の更新内容を決定する。
- 当社は、更新した登録情報について、当社所定の方法により利用者に対しその内容の確認を依頼し、利用者は、かかる依頼に応じ登録情報の内容を当社の指定する期日までに確認し、確認結果を当社に通知する。
- 当社は、利用者が当社の指定する期日までに確認結果の通知を行わない場合、利用者が当該記事の内容を承諾したものとみなす。

### 第14条 (インサイトレポートの提供)

- 当社は、利用者に対し、GMB サービスを閲覧したユーザの数を当社所定のフォーマットに取り纏めて提供する。但し、第3条第2項に定めるサービスではインサイトレポートは提供しない。
- 前項に定めるレポートの提供頻度、時期については、別途当社が定める。

## 第3章(GMB クチコミ監視・分析サポートサービス)

### 第15条 (本章の適用)

本章の規定は、利用者による「GMB クチコミ監視・分析サポートサービス」の利用につき適用される。

### 第16条 (GMB クチコミ監視・分析サポート)

当社は、評価の低いクチコミ(当社の基準による)が入った場合、当該クチコミの評価とコメントを電子メールにより利用者へ通知する。

### 第17条 (クチコミ内容に関する免責)

当社は、クチコミ監視サービスについて、クチコミの性質上、当社がその内容について制御できるものではなく、クチコミの内容に起因して、利用者及び第三者が損害を被つ

た場合であっても、当社は一切の責任を負わない。ただし、当該損害の原因が、当社の故意又は重過失による場合は除く。

#### 第4章(GMB クチコミ返信サポートサービス)

##### 第18条(本章の適用)

本章の規定は、利用者による「GMB クチコミ返信サポートサービス」の利用につき適用される。

##### 第19条(クチコミ返信内容の決定)

1. 利用者は当社に対し、GMB サービスへ投稿されたユーザからのクチコミに対する返信(以下「クチコミ返信」という)業務を委託し、当社はこれを受託する。
2. 当社はクチコミがなされた場合、クチコミ返信の文案(以下「返信案」という)を作成し、利用者へ提示する。利用者は、3営業日内(当社の営業日とする)に返信案について確認をし、その結果を当社へ通知する。
3. 利用者が前項に定める期日までに確認の結果を当社に通知しない場合、当社は提示した返信案の内容でクチコミ返信を行うものとする。当該クチコミ返信によって利用者に対し何らかのクレーム、損害等が発生した場合であっても当社は一切責任を負わないものとする。なお、クチコミ返信を行う件数は、当社の指定する件数を上限とする。
4. 当社は、クチコミ返信の投稿後、いかなる理由があっても、当該クチコミ返信の内容の修正、変更には応じない。ただし、当社の故意又は重過失による場合は除く。

##### 第20条(利用者の要請によるクチコミ返信)

1. 前条第1項及び第2項の定めにかかわらず、当社は利用者から要請があった場合、返信条件及びクチコミ返信の内容について当社の裁量にて決定することができる。
2. 前項に基づき行ったクチコミ返信の内容が利用者の意図に沿わないものであった場合、当社は、利用者との協議の上、当該クチコミ返信の修正又は削除を行う。但し、この場合、利用者は当該クチコミの修正・削除がGMB サービスの仕様変更等により、GMB サービスへ即時に反映されない場合があることをあらかじめ承諾する。

##### 第21条(クチコミ返信サポートサービスにおける免責)

1. 利用者は、クチコミ返信の内容に関し、ユーザ又は第三者からの問合せ、要求、請求等があった場合、自己の責任において解決し、当社を免責する。
2. 利用者は、クチコミ返信の内容に起因してユーザ又は第三者に損害を与えた場合、自らの責任と負担により解決するものとし、当社を免責する。ただし、当社の故意又は重過失による場合を除く。

#### 第5章(GMB フォトサービス)

##### 第22条(本章の適用)

本章の規定は、利用者による「GMB フォトサービス」の利用につき適用される。

##### 第23条(写真撮影)

1. 利用者は、当社に対対象店舗の写真の撮影を委託し、当社はこれを受託する。
2. 利用者は、本写真の撮影にあたり、著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権その他第三者のいかなる権利をも侵害しないように利用者の責任と負担においてその第三者との間で必要なすべての権利処理をあらかじめ完了させるものとする。
3. 当社は、利用者とは別途合意した日時に撮影を行い、撮影後速やかに撮影した写真(以下「本写真」という)を当社所定の方法にて利用者へ納品する。なお、納品回数は1回とし、当社の責めに帰すべき事由に起因する場合を除き、再納品は行わないものとする。
4. 利用者は、前項に基づき納品された本写真を、当社の指定する期日までにその内容を確認し、確認結果を当社へ通知する。なお、当社の指定する期日までに確認結果の通知を行わない場合、当社は、本写真について、不備がなかったものとみなす。

##### 第24条(撮影のキャンセル)

利用者は、下表に定める期間において、GMB フォトサービスのキャンセル又は利用日時の変更を希望する場合、下表に定めるキャンセル料を支払うものとする。なお、キャンセル料の支払いにかかる諸条件については、当社が別途定めるものとする。

キャンセル等の条件	キャンセル料
撮影日の3営業日前18:00以降 撮影前日まで	申込み金額の全額(「交通費」を除く全ての費用)
撮影日当日以降	申込み金額の全額

##### 第25条(撮影時のトラブル)

利用者が、利用者の責めに帰すべき事由により、撮影中にカメラマン又は第三者に損害を与えたとき、利用者は、その責の範囲において、カメラマン又は第三者に対しその損害を賠償するものとする。

##### 第26条(写真に関する著作権)

1. 本写真の著作権は当社に帰属する。
2. 当社は、本契約期間中、利用者に対し、GMB サービスへ掲載するために本写真の使用を許諾する。
3. 利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、本写真を第三者に販売、配布、譲渡もしくは貸与又は、使用の再許諾をしてはならない。

##### 第27条(損害賠償の特則)

本条件第41条(損害賠償)の規定にかかわらず、当社は、GMB フォトサービスの利用によって利用者が生じた損害の原因が、当社の過失によるものである場合は、当該損害のうち直接かつ通常の損害について、GMB フォトサービスの対価として当社が受領した金額の総額に相当する額を上限として、賠償に応じる。ただし、当該損害の原因が当社の故意又は重過失による場合は除く。

#### 第6章(GMB 動画)

##### 第28条(本章の適用)

本章の規定は、利用者による「GMB 動画」の利用の利用につき適用される。

##### 第29条(本動画の撮影)

1. 当社は、下表記載の条件に基づき、利用者が当社所定の書面にて指定する動画(以下「本動画」という)の撮影を実施する。

対象動画	撮影回数及び時間	撮影時間帯
GMB 動画	1回(1日1.5時間)	9:00~22:00

2. 利用者は、前項に定める条件を超えて本動画の撮影を希望する場合、当社が別途定める料金を支払うものとする。
3. 当社は、GMB 動画の撮影に先立ち、事前に電話等によりヒアリングを実施する。

##### 第30条(キャンセル等)

利用者は、下表に定める期間において、本サービスのキャンセル又は利用日時の変更を希望する場合、同表に定めるキャンセル料を支払うものとする。なお、キャンセル料の支払いにかかる諸条件については、当社が別途定めるものとする。

	条件	キャンセル料
GMB 動画撮影サービス	撮影日の前営業日又は撮影日以降	50,000円
	撮影日の4営業日前の18時以降から2営業日前まで	25,000円

##### 第31条(本動画の掲載)

1. 当社は、本動画を、GMB ウェブサイト等に掲載する。
2. 前項に定める本動画の掲載にかかる諸条件(掲載場所、大きさ、レイアウト等を含むがこれらに限られない)は、当社が自らの裁量にて決定する。

#### 第7章(雑則)

##### 第32条(保証)

利用者は、当社に対し次の各号に掲げる事項を保証する。

- (1) 本サービスの利用の過程で当社に提供した事項につき、以下に該当するものが含まれていないこと
  - ① 事実と異なる情報又は真実性が疑わしい情報
  - ② 性的好奇心を煽るような情報又はグロテスクな情報その他ユーザに不快感を与える情報
  - ③ 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を助長する情報
  - ④ 上記のほか、当社が別途禁止する事項
- (2) 当社に提供した写真画像が第三者のいかなる権利(著作権、肖像権、商標権、パブリシティ権等を含むがこれらに限られない)をも侵害しないこと

##### 第33条(禁止事項)

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。
  - (1) 本条件に違反する行為
  - (2) 委託先を誹謗中傷し、又は委託先の品位や名誉を傷つける行為
2. 当社は、利用者が前項に掲げる事項を行ったと判断する場合、利用者に予告することなく利用者の届出を一時中断又は届出を取りやめることができる。この場合、利用者ページの届出を停止した期間における本サービス料は減額されるものではない。

##### 第34条(知的財産権等)

1. 本サービスの提供の過程で当社が制作した制作物の著作権は、当社に帰属する。ただし、当該制作物に、利用者が著作権その他の権利を有する素材(写真画像、説明文等を含むがこれらに限られない)が含まれる場合、当該素材にかかる著作権は、利用者又は権利を有する第三者に帰属するものとする。
2. 利用者は、当社に対し、当社による本サービスの提供のために必要は範囲内又は当社の事業の範囲内で、素材又は利用者の商号・商標・ロゴマークの使用を無償で許諾する。

##### 第35条(本サービスの停止及び中断)

1. 当社は、次の各号の一に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を、利用者に予告なく停止することができる。
  - (1) 当社のサーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ等により本サービスの提供が不能又は困難な場合
  - (2) 通信事業者等の設備の事故、火災、停電、天災地変、社会的混乱、本サービスを提供する上で必要となる第三者のサービスの不具合等の当社の責に帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
  - (3) GMB サービスの仕様変更又はGMB サービスのシステム都合により、本サービスの提供が不能又は困難な場合(GMB 記事の投稿遅延・投稿不能を含む)
2. 当社が前項の定めに基づき、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止した場合であっても、これにより利用者が生じた一切の損害について当社は責任を負わない。この場合であっても、これによって本サービス料は減額されるものではない。

##### 第36条(機密情報・個人情報の取扱い)

1. 利用者及び当社は、本契約に関して知りえた相手方の機密情報(本サービスに関するノウハウ、本システムに関する情報、技術上又は営業上の一切の機密情報を含む)及び相手方の個人情報等を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の書面による同意なく第三者に開示・提供・漏洩してはならず、本条件に別段の定めがある場合を除き、本契約に関連する自ら業務に利用する目的以外で利用してはならない。
2. 利用者及び当社は、相手方の指示があった場合又は本契約が終了した場合は、相手方の指示に従いすみやかに前条の機密情報を返却又は廃棄し、以後使用しないものとする。

##### 第37条(本契約の解除)

1. 当社は、利用者が下記各号に該当する場合、何らの催告なく本契約を解除で

- きるものとし、利用者は当然に期限の利益を失う。
- (1) 本条件の各条項のいずれかに違反した場合
  - (2) 手形・小切手の不渡り、事実上の支払不能もしくはこれに準ずる状態に陥り、又は破産、民事再生手続開始等の申立を受け、又は自ら申し立てた場合
  - (3) 利用料金等の支払債務の一部又は全部の履行を遅滞し、又は正当な理由なく支払を拒絶した場合
  - (4) 差押え、仮差押えもしくは競売の申立があったとき、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (5) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
  - (6) 解散、減資、事業(営業)の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
  - (7) その他利用者の責に帰すべき事由により、利用者当社との間の信頼関係の維持が困難となった場合
2. 当社は、本条第1項の解除をしたことにより利用者及びその他の第三者に生じた一切の損害に対し、何らの責任も負わない。
  3. 本条第1項に基づく解除は、当社から利用者に対する損害賠償請求を妨げない。

#### 第38条(当社による本契約の終了)

1. 当社は、本契約期間内であっても、利用者に対し当社所定の方法により通知をすることで、本契約を終了させることができる。
2. 当社は、利用者が第32条(保証)、第33条(禁止事項)の規定に違反した場合又は第40条(反社会的勢力の排除)第1項各号若しくは第2項各号に該当した場合、利用者に対するなんらの通知及び催告なしに、直ちに本契約を終了させることができる。
3. 前二項の定めにかかわらず、終了事由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、終了時において本条件に基づく未履行の債務がある場合、当該債務については、そのすべての履行が完了するまでの間、本条件が適用される。

#### 第39条(利用者による本契約の終了)

利用者は、本契約期間中であっても、当社所定の方法により、終了希望日の1か月前までに当社に対し本契約を終了させる旨の通知を行うことで、本契約を終了させることができる。

#### 第40条(反社会的勢力の排除)

1. 利用者及び当社は、自らが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に現在及び将来にわたって該当しないこと、ならびに、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を現在及び将来にわたって有しないことを誓約する。
  - (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
  - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者及び当社は、自己又は第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならない。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 利用者及び当社は、自己の下請先業者(下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。)が現在及び将来にわたって第1項に定める反社会的勢力に該当しないこと、ならびに同項各号の関係を有しないことを確約し、また、第2項各号に該当する行為を行わないことを確約する。
4. 利用者及び当社は、その下請又は再委託先業者が前項に違反することが契約後に判明した場合には、ただちに違反した下請又は再委託先業者との契約を解除し、又は契約解除のための措置を取るものとする。
5. 利用者及び当社は、前四項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに必要な資料を提出するものとする。
6. 利用者又は当社は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告等の手続を要せず、利用者当社の間にて締結された全ての契約を解除することができる。この場合、契約の解除を行った利用者又は当社は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償又は補償することを要しない。また、解除を行った利用者又は当社に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

#### 第41条(損害賠償)

当社は、本サービスの利用によって利用者が生じた損害の原因が、当社の過失によるものである場合は、当該損害のうち直接かつ通常の損害について、本サービス料(初期導入にかかる費用を除く)のうち当社が利用者より既に支払を受けた金額の直近6か月分に相当する額を上限として、賠償に応じる。ただし、当該損害の原因が当社の故意又は重過失に基づく場合はこの限りではない。

#### 第42条(存続条項)

理由のいかんを問わず本契約が終了した場合、第11条(違約金)、第17条(クチコミ内容に関する免責)、第21条(クチコミ返信サポートサービスにおける免責)、第34条(知的財産権等)、第36条(機密情報・個人情報の取扱い)、第37条(本契約の解除)第3項、第38条(当社による本契約の終了)第3項、第41条(損害賠償)、本条、第43条(権利義務の承継等)、第46条(準拠法)、第47条(合意管轄)については、本契約終了後も有効に存続する。なお、第36条(機密情報・個人情報の取扱い)第1項に基づく機密情報の取扱いの定めは、本契約終了後3年間存続する。

#### 第43条(権利義務の承継等)

利用者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位又は本契約によって生じる権利もしくは義務を第三者に承継させ(合併、会社分割等の組織再編行為によるものであるかを否かを問わない)又は担保に供して

はならない。

#### 第44条(本条件の変更)

1. 当社は、利用者に予告なく、本条件を変更することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、利用者の権利又は義務に重大な影響を及ぼす変更については、利用者に対し、当社が適当と認める方法(当社が送付する郵便物での通信等を含むがこれに限られない)により事前に通知することによって、本条件を変更することができる。利用者は、本項に定める通知から2週間以内に本条件の変更について異議を申し出なかった場合、変更後の本条件に同意したものとみなす。

#### 第45条(協議)

本条件に定めのない事項又は本条件の条項について疑義が生じた場合、双方誠意をもって協議し、円満に解決するよう努めるものとする。

#### 第46条(準拠法)

本契約に関する準拠法は、日本国法とする。

#### 第47条(合意管轄)

本契約に関する一切の紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 【別表】

基準額	差引額
本サービス料の6ヶ月分	利用者が本サービスを利用した期間に相当する本サービス料

以上  
制定日 2021年6月29日  
改定日 2022年7月1日  
改定日 2023年6月13日